

地産地消促進マッチング支援事業委託業務 仕様書

1 趣 旨

コロナ禍を契機として、県内飲食店では地元食材の利用意識が高まっているとともに、生産者においても県内向け取引を拡大したい意向が増加していることから、生産者が商談スキルを学ぶセミナーを実施するとともに、県内生産者と飲食店とをつなぐマッチング商談会を開催し、地産地消の更なる促進を図る。

2 概 要

(1) 生産者商談カススキルアップセミナー

①実施内容

下記「地産地消促進マッチング商談会」に出展する県内生産者が、効果的、効率的に商談をすすめるためのノウハウを学ぶ事前セミナーの実施。

②実施回数 1回（地産地消促進マッチング商談会の約1か月前、8月下旬を想定）

日程は受託後、県と相談の上決定。

③参加者 下記「地産地消促進マッチング商談会」に出店する県内生産者40者程度

④場所 松山市内の会議室

⑤アンケートの実施

- ・セミナー参加者へのアンケートを実施すること。
- ・アンケートの項目は県と協議すること。

⑥留意事項

- ・受託者において、生産者商談カススキルアップセミナーの講師を手配すること。
- ・受託者において、会場を手配すること
- ・生産者商談カススキルアップセミナーの内容については、受託後、県と相談の上決定することとするが、企画提案書において具体的なセミナーの内容を提案すること。
- ・セミナー会場への来場参加のほか、オンラインによる参加が可能な仕様とすること。

(2) 地産地消促進マッチング商談会

①実施内容

県内生産者と県内飲食店、ホテル・旅館等関係者を対象としたマッチング商談会開催に係る会場設営、参加者調整、運営等の業務。生産者ブースを設置し、飲食店等関係者が各ブースを巡回する展示会形式。会場内に個別商談スペースの設置するほか、生産者や産品紹介パンフレット作成により県内生産者と県内飲食店等とのマッチングを推進する。

②実施回数 1日間（9月下旬を想定）

日程は受託後、県と相談の上決定。

③参加者 県内生産者40者程度、県内飲食店等担当者

- ・参加者の選定は県と協議して実施すること。
- ・参加者への案内、出展内容等のとりまとめは受託者が行うこと。

④場所 松山市内

- ・農産物等の搬入が可能な会場とする。

- ・生産者 40 者程度が商品展示できる十分なスペースを確保すること。
- ・会場内に商談ができる個別仕切りスペースを確保すること。別室でも可。
- ・飲食店等関係者の参加については、会場への来場のほか、オンラインによる商談が可能な仕様（オンライン商談ブースの設置）とすること。

⑤アンケートの実施

- ・商談会参加者へのアンケートを実施すること。
（飲食店：開催時、生産者：開催時・終了後の 2 回以上）
- ・アンケートの項目は県と協議すること。

⑥留意事項

- ・見積には商談会開催に必要な経費すべてを含む事。（事前準備、会場使用許可申請、設営、運営、参加者への告知、案内、アンケート含む。）
- ・生産者の出展内容については、農林水産物の展示や、画像・パンフレットを用いた出展のほか、試飲や試食を可能とする。
- ・受託者において、生産者の出展ブースに電源を用意することとし、確保する電源の総量については、受託後、県及び出展者と調整する。

3 留意事項

- （1）本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- （2）本業務により制作された成果品（資料）の著作権は、特別に使用したもの等を除き、原則として、愛媛県に帰属するものとする。
- （3）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （4）第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （5）本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- （6）個人情報の取扱いについては、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年 10 月 16 日愛媛県条例 41 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- （7）愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

4 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と協議を重ねながら実施すること。